

7長第 1087 号
令和 8 年 3 月 19 日

各専門職能団体の長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長

認知症に関する意識調査への御協力について（依頼）

本県の認知症施策の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、都道府県・市町村に対し計画策定が努力義務とされ、本県でも計画策定に向けた取組を進めています。

本調査は専門職の皆様が認知症に対しどのようなイメージを持っているかを把握し、今後の県計画をより充実させるための基礎資料とするために実施するものです。

つきましては、一人でも多くの専門職の皆様にご回答いただきたく、貴会会員の皆様への周知につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施期間

令和 8 年 3 月 19 日（木）～ 5 月 29 日（金）

2 内容及び回答方法

以下の URL 又は二次元コードから、回答してください。

URL : <https://logoform.jp/form/XG6n/1489348>



3 対象者

別添のとおり

【担当】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課 介護予防係 小山

TEL : 089-912-2431 FAX : 089-935-8075

e-mail : koyama-kaori@pref.ehime.lg.jp

【別添】

本調査における「専門職」は、回答時点までに認知症支援に携わっているかどうかを問わず、以下の職種を想定しています。(以下に該当がない場合においても回答は可能です。その場合は問5の「その他」にご自身の職種を記載いただきますようお願いいたします。)

- ・ 医師
- ・ 歯科医師
- ・ 薬剤師
- ・ 保健師
- ・ 看護師、准看護師
- ・ 管理栄養士、栄養士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 歯科衛生士
- ・ 公認心理師
- ・ 臨床心理士
- ・ 訪問介護員、介護職員（介護職員初任者研修またはホームヘルパー2級以上修了者（介護福祉士は除く））
- ・ 介護支援専門員
- ・ 介護福祉士
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 指圧師、柔道整復師、はり師、きゅう師
- ・ その他